

第十九回国会
衆議院

厚生委員會議錄第三十三号

昭和二十九年四月八日（木曜日）

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長代理 青柳 一郎君

理事 中川源一郎君 理事 松永 佛骨君

理事 古屋 菊男君 理事 長谷川 保君

高橋 等君 亘 四郎君

山下 春江君 滝井 義高君

萩元たけ子君 井堀 繁雄君

杉山元治郎君 山口シヅエ君

出席國務大臣

厚生大臣 草葉 隆圓君

出席政府委員

厚生事務官 久下 勝次君

（保險局長）

委員外の出席者

専門員 川井 章知君
専門員 引地亮太郎君

四月七日

委員 滝井義高君辭任につき、その補

欠として石村英雄君が議長の名で

委員に選任された。

同月八日

委員 石村英雄君辭任につき、その補

欠として滝井義高君が議長の名で

委員に選任された。

四月八日

厚生年金保険及び船員保険交涉案

（内閣提出第一三九号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

厚生年金保険法案（内閣提出第一二

四号）

船員保険法の一部を改正する法律案

（内閣提出第一三九号）
厚生年金保険及び船員保険交涉案
（内閣提出第一三九号）

○青柳委員長代理 これより會議を開
きます。

都合により委員長が不在であります
ので、私が委員長職務を勤めます。

厚生年金保険法案及び船員保険法の
一部を改正する法律案の両案を一括し
て議題とし、前会に引續き質疑を続行
いたします。杉山元治郎君。

○杉山委員 私は昨日ちよつと休まし
たので、同僚議員の質問を聞くこと
ができなかつたので、あるいはきよう
の質問のうちに重複する点が多ある
かもわかりませんが、その点はお許し
願いたいと思つております。

厚生年金保険の問題を考えますとき
に、御承知のように軍人にも今度は恩
給が復活いたしました。また官吏には
従前から恩給がある。こういうように
官吏及び軍人には恩給があるが、産業
職士の恩給ともいふべき厚生年金でござ
います。私は単にある特種の労働
者のみならず、すべて国家のために働
いておる人たちが同様に生活が保障さ
れて行かなければならないと存じてお
ります。そういう意味合いにおいて政
府は、すぐには実行することはできな
いといはしめても、国民全体に対し
ていわれる老後の生活を保護する、こ
ういう意味合いの国民年金制をつくつ
て行くというお考えがあるのかどう
か、この点をまず第一にお伺いいたし

たいのであります。

○草葉國務大臣 まことにごもつとも
な御質問と存じます。現在は厚生年金
保険法によりまするいわゆる五人以上
の事業所に従事しております人たちは
中心にいたしましてこの適用をいたし
ておる次第であります。さらにこれ
をもつと広範囲に拡大いたしまして、
五人以下の事業所に働いておる人も
ちろんのこと、さらに一般国民にまで
及ぼすいわゆる完全なる社会保障制度
への進行というものが、厚生年金の一つ
の目標でなくてはならないという考え
方は御趣旨と同様に持つて、今回の改
正にあたりましては相當に検討いたし
ました。またそこまでは参りませんで
したが、その精神をもつて進んで行き
たいと思つております。

○杉山委員 今大臣の言明の通りに、
今すぐにはできないといはしまして
も、できるだけ近い将来において、国
民全般に対して老後の心配のない国民
年金制度を樹立されるようにお願い
したいと思ひます。

次に、この開議方副議長が参りまし
たときに、お聞き及びのよう、社会保
障制度審議会の答申を尊重する、こ
ういふお話でございましたが、社会保
障制度審議会では厚生年金を設定するに
あたりまして、少くとも生活保護より
下まわつてはならない、こういうこと
を強く勧告していると思つたのであり
ます。今回の厚生年金保険法を見まし
て、私どもの見ますところにおいて
は、生活保護より低くなるのではない

か、こういう考えを持つております
が、この点について大臣の御意見を伺
いたいと思つたのであります。

○草葉國務大臣 これは前会も実は御
質問がございましたが、結局社会保障制
度の中心としての厚生年金の年金の最
低基準を、生活保護という線に持つて
行く問題から、生活保護等の觀念にな
つて来る次第でございますが、実は現在
の厚生年金で千五百円を一つの基準に
いたしまして場合に、いろいろ検討い
たして参つたのでございます。現在の
生活保護法によりますと、二級地の中
都市を例にとつて、これらの飲食物な
り被服なり、あるいは健康保険費等を
合算いたしますと、この年金を受給す
ると思われまして六十歳以上の年齢層
をとつて考えますと、生活保護法に
おきまして千五百八十円に相なつてお
ります。従つて約八十円ほど下まわつ
ております。ただ定額の千五百円にさ
らに報酬比例を加えますので、今
回の厚生年金の最低報酬比例が三百円
になります。これを加えますと千八
百円に相なります。ただ年齢層の一人
を平均にとりますと、厚生年金の方
が少しいいじやないか、甲地の方を
調べますと、生活保護法における一
級地の甲地は千七百八十五円であり、
一級地の乙地は千六百八十円に相なつ
ておりますから、大体それを少し上
まわるといふ状態でございまして、そ
こで理論的な点だけを申し上げますと、
生活保護法よりも報酬比例を加味いた

しました場合には少しくなる。但し
これは現在の現実の家庭生活になりま
すと、六十歳以上の個人々々だけの
比較ではいけないと思ひます。家庭の
構成によつて、その一軒の家庭という
ものが運営され、生活されて参ります
から、そうなりますと六十歳以上の
個人だけの比較ではいけないので、そ
の場合におきましてはお話のような点
が多分に生じて参ろうと思ひます。今
回はいろいろ財政的な關係等から、一
応ただいま申し上げました理論的な基
礎を置いて参りましたが、一千五百円
というのに押えて参つた次第でござい
ます。現在この一応の線によつて積立
金その他の完全積立方式によります
給付を決定いたしておるような次第で
ございまして。

○杉山委員 今お伺ひした通りに年金
の方が生活保護よりも下まわつてい
る。私は生活保護もこれは憲法によつ
て最低生活を保障するという立場か
ら、これは当然な事なればならぬこ
とと存じますけれども、むしろ一生懸
命に労働して、そうしてその報酬の一
部分をさいて積み立てて来た保険、そ
の保険を受ける場合に、慈善ではない
けれども、国家の保護を受ける者より
も低いといふことは、どうしても考え
られないのであります。少くとも社会
保障制度審議会の意見のように、少
しも上まわるといふことは、少くとも
て行かなければならないと思つたので
ありまして、私はこの点について今の制
度に強く不満の意を表するのであり

ますが、これはあとの論議になりますので、この点は申しません。

なお次にお伺いしたい問題は、国民がおの／＼その犠牲を負担いたしますときに、平均がとれておらなければならぬと思うのであります。

厚生年金の問題と、先ほど申しましたような恩給の問題とを比較してみますと、ここに相当な差別のあることを見出すのであります。

そういうような恩給というものと、労働者の恩給にひとしいところの厚生年金というものの間に、どうしてこういう差別待遇をして

いるのか、その点についての政府の考えを伺いたのであります。こう申しますと、もう大臣はよくおわかりになつておられるのであります。

も、差別の点を二、三申し述べますと、たとえて申しますと、国庫負担の点で恩給は全額をやつてゐる。ところが年金はわずかに五分か二割しか負担しておられない。支給額におきまして

も、恩給は、普通恩給が平均で五万円あまりになつてゐると思ひますが、年金は二万八千円ほどになつておら

ない。あるいは支給資格でも、恩給の方は十七年勤続すればいいが、年金は二十箇年以上にならなければい

かぬ。そうして年齢が四十歳ならば受取れるが、今度は五十五歳のものをさらにまた五年延長して六十歳にしよう。また

恩給の方は給与額でやりますけれども、こちらの方は標準報酬の平均月額で行く、こういうふうな差

別があることを考へるのであります。これが、これを見ますと、昔の官尊民卑

の姿がここに現れてゐるのではな

いかと思ひますが、私はやはり少くとも恩給と同一の程度にすべ

て、この点に對する大臣の御所見を伺いたいと思ひるのであります。

○草葉國務大臣 恩給と厚生年金とは大分相違がございますことは、御指摘の通りでございます。ただその中におきまして、今後においても検討すべきものが幾多ありますが、ただいま御指摘の、たとえば国庫負担の問題にいたしまして、基本は、恩給におきま

してもやはり各人の一種の掛金という制度をとつており、月々俸給の何パーセントをかけて行くという態勢だけ

とつております。お話のように年齢あるいは資格等におきましても、年齢も五十五歳までは若年停止で今度からは支給しないということにいたしましたから、大分歩み寄つては参つたと存じております。しかしその全体の姿を見

ますと、これは御指摘の点はごもつともであると思ひます。むしろ私どもが今後全般的な国民保険、国民年金という立場から考えますと、厚生年金というのが一つの中核をなすとい

はなかりで進んで来ねばならないのではないかと。現在の恩給法等につきましても、人事院等の勧告があり、さらに三月の二十九日でございますが、閣議決定をいたしまして、これらの点について将来さらに研究をするという期間を置いて参つたのでございます。が、今後これらの点もよく検討して、なるべく均衡のとれる方法に――それ

ぞれの特徴もあるから、必ずしも同一でなくてはならないとはいひにくい点もあるかと思ひますが、均衡のとれる方法を、御指摘のように進めて行か

なければならぬと存じます。

○杉山委員 一日も早くそういう均衡のとれるように、官尊民卑の従来のような姿にならないように、御努力をお願いしたいと思ひます。先ほどもお話のように、年金の支給額が年間一万八千円、月一千五百円、こういう少額であります。その年間一万八千円というものが出て参りました基準がどこにあるのか、その根拠の点についてお示しを願ひたいと思ひのであり

ます。

○草葉國務大臣 これは実は最低を三千元に引上げて、三千元以下も三千元とし、最高をい／＼現在の俸給体系では高くなつておりますが、一応は一萬八千円ということにいたしました。従来はこれが八千円でございま

した。従来はこれが八千円でござい

ましたが、実際に即座するように一萬八千円に引上げました。従つて最低の場合を考えますと、先ほど御指摘になり

ました定額を月に千五百円におきま

した。これに最低に對する報酬比例を三

百元といたしますので、月に千八百

円、年に二万一千六百円と相なるよう

な次第であります。その千五百円の定

額の基準を、生活保護法の乙地を大体

中心にいたしまして算定いたしましたの

でございます。それで月に千五百円の定

額、それに対する報酬比例の三百円を

が年間いたしますと二万一千六百

円、あとはずつと報酬の比例に應じま

して増加をするという形をとつて参つ

たのであります。

○杉山委員 月千五百円の基準が生活

保護法にのつておる、こういうお

話でございしましたが、先ほど申し述

べましたように、保護の人たちの生活

を保護するというのも、これは必要

であります。大いに国家のために働

いて、そして自分の報酬の一部を積

み立てて参りましたこうした産業職士

の年金としては、どうも私はあまりに

これは低過ぎやしないか、こういう感

じを持つのであります。そこでもつと

基準を上の方に置くべきではないか。

たとえて申しますと、青年男子の一箇

月の生計費が五千四百円なければなら

ない、こういうことを二十八年度の二

人事院の発表に申されておるのであり

ます。私は生活保護といういわゆる氣

の毒な人たちの援助するところ

に基準を置くべきでなくして、むしろ

もつと高いところに基準を置くべきで

はないか、どうしてみてもそれだけな

ければ今日の生活はできぬという線に

持つて行くべきではないか、こう考え

ておるのであります。その点につい

てはいかがお考えですか。

○草葉國務大臣 お説の点は私も大

いに傾聴をいたして行くべき点だと存

じております。従ひまして厚生年金と

いうものは、少くとも老後におけるあ

る程度の生活保障の一つの基礎になつ

て来なければならぬ。その観点から

の計算というものが、やはり常に今後

も立案の基礎になつて行くべきものと

考へております。ただ従来月に百元、

年に千二百円という養老年金というも

のが打出されておりましたような關係

で、従つて今回一躍増額をして、そ

ろばんの上からすると何十倍の増額に相

なります。しかし現実におきまして

は、二万一千六百円、月に千八百円が

最低であり、それ以上はずつと俸給に

應じて増して参りますが、最低がその

点になつて来るという現実になつて

おります。そこで一度にこれを一万八

千円の報酬も、これは健康保険等は三

万六千円でございますから、その点ま

ですつと伸ばして参りますと、そこま

で支給が当然多くなつて参る。これら

の点も相当考慮をいたし、また社会保

障制度審議会等においても答申に強く

御指摘いただきましたが、財政的な方

面で、なお一躍伸ばすという点におい

て、相当将来保険経営運営の上にた

ちにとつて参りますことに困難を感じ

まして、まず順次その方向に進むべき

ものと存じます。従来は百元を今回は

千八百円という段階まで持つて来たよ

うな次第でございます。

○杉山委員 次の点はすでに大臣も触

れられたと思ひますが、加入範囲の拡

張の問題であります。五人未満の事業

所の労働者というものは、労働者の中

心配がありますので、この点はいかがでございましょうか。

○草薙國務大臣　この積立金が年々相当多額になって参る關係がありますので、ただいまお話のありましたような御意見が一層検討されるべきものとして生じて来ると存するのであります。これらの点につきましては、実は私どもも十分検討いたしておるのであります。ただ現在の状態から考えますと、これを一つの独立のものとしていい場合、このような多額の積立金を確実に安全に、しかも有利に運営するという一つのやり方をいたしますためには、相当な機構とスタッフを持ち、日本經濟の動向を十分に検討してかかりますと、まことに危険になると存じます。従つてこれらの点を考えますと、新しく厚生省にこれらの機構とスタッフと經濟調査とをあわせながらやつて行く場合におきましては、十分研究をしながらいたしませんと、輕しく進み得ない状態だと存じます。これらの点を考えますと、幸い国家におきまして資金運用部という機構を持ち、スタッフを持つておりますので、現在はその方が最も確實であり、かつまた有利に運営するように今後いたすという建前からいたしておりますが、お説の点につきましては、いずれ今後の問題といたしまして、十分研究をすべきものと考えます。

○杉山委員　けさの朝日新聞の論説にも書いておりましたが、今度の厚生年金の改正法案には、今お話の積立金の問題に対して、いわゆる通貨価値がかわつた場合についての問題がはつきりしておらない、こう示されておりますが、前には、これはいい、完全なもの

だと考えたやうだが、インフレのために月百円、年千二百円ということになつて、今日では子供のこづかいにも及ばないということになつたのも、これは通貨価値の低下でございませうが、将来どういふように通貨価値がかわるかわかりませう。そういうふうな問題について見通しはなからむづかしいことですが、しかし、やはり何かそれについての見通しをつけ、またそれについての策を講じておかなければ、労働者にとつても政府の方にとつても重大な問題になると思ひます。そういう問題について今度の法案には少しも明瞭になつていないわけにございませうが、こういう点についてどういふふうにお考えでありますか。

○草葉國務大臣 これまたごもつともな、かつ中心に考へべき点だと存じます。実は、二十三年でございませうかの改正によりまして、お話のように月に百円の養老年金といふかっこうになつて参りましたから、現在から申しますと、貨幣価値その他の点からまことに問題にならないような状態でございませう。従つて、今回の法律の改正の主眼をそこに置いて来たわけにございませうが、それにいたしましたも、従来最初から出発いたしました厚生年金の考え方の上におきましては、大抵年金として、老後のいわゆる養老といふ立場から考えますと、四箇月分を養老年金に充てるといふ考え方で来ておつたわけにございませう。そこで今度の改正では、これらの点を十分検討いたしましたして、最低の三千円におきましては一年の六〇%といったものであります。従来お約束をいたしました以上にこの率は多くいたしております。従つて、貨

幣価値の変動等の起きます場合においても、一方においてはこの率を一つの中心として行かなければならぬと考へております。同時に、これらの変動が将来ないとは限りませんから、この法律におきましては少くとも五年ごとに一つの検討をし直す。従つてこれらの変動がはなはだしいときには、もちろん五年を待つまでもなくこれらの点を検討いたしましたして、法律の改正等を行つたして、それらの情勢に即応するようにして参りたいと存じております。

○杉山委員 それでは、通貨価値がかわりました場合に、今お話のように大抵生活の六〇%を保護して行く、こういうところに基準を置いて行く、こういうふうに了承してよろしうございませうか。

○草葉國務大臣 従来のは十二分の四であつたのであります。今回の改正では百分の六十といふのを最低にいたしました。従来の点等を考へていたしたのでございませう。将来のことはここでだたには申し上げかねますけれども、今回の改正の中心をそこに置いたのでございませうから御承知願ひます。

○杉山委員 もう一つ伺いたい点は、これは多分佐藤委員であつたかと思ひますが、触れられたと思ひますが、年金制度の統一の問題であります。今日は、恩給あり、共済組合年金あり、厚生年金あり、また私立学校の教職員組合の共済年金あり、いろいろと複雑多岐をきわめておるわけにございませう。かかるにまた人事院が国家公務員の退職年金法といふやうなものを制定するといふやうな話も伺ひますが、そういうふうに、今日までも非常にたくさん種類の種類があつて、またこれを取扱うの

に窓口がいろいろ別々であつて非常に困つておると思ひますが、この改正のときにこそ、一歩でもこれを統一して行くといふ方向に進めて行かなければならぬと存じます。今申し上げたやうに、自治庁あたりも地方公務員の年金制を考へて、そうしてまた別途につくるといふやうな話もございませうが、もう一歩これを進めて統合統一して行くといふ点、これはすべての経営者も労働者も希望しているし、またこれを扱うところの医者諸君もいねがつておるのであります。ぜひこのために一般の努力がなされなければならぬと思ひますが、一向どうもその様子が見えないで、ます／＼複雑多岐になつて行くやうな感じがいたしますので、この際政府の御所信を伺つておきたいと思ひます。

○草葉國務大臣 まことにごもつともでございませう。現在長期年金を実施いたしておりますのを考へましても、恩給体系、共済制度体系及び保険制度体系、その中にはさらに幾つか分類されますので、相当多くの形におきまして長期年金制度が実施されているやうな現状でございませう。そこでこれらの年金制度を考へて参りますと、おのおのその出発におきまして特殊な性格を持つてゐるのが大部分であります。特殊な性格を持つておりますために、給付内容、条件等が、先ほど御指摘になりました例から考へましていろいろ／＼異なつております。しかし、一つの長期年金、養老等を中心にしたしました国民年金といふ考え方がありまして、それらの等差はありまして、少くとも均衡を持つた一本にしたものにしようといふ方向へ行くべき

ものであるといふ点におきましては、まつたく私どもも同感であり、そういうふうな努力をいたして参りたいと存じております。実は、今回船員保険等につきましても、できるならば厚生年金とほんとうは一本の形でいたしたいと存じておりました。しかし、これらの受けまする被用者の性格、内容等からいたしますと、やはりおの／＼の特徵がありまして、簡単に同一の形態にするといふことはなから困難な状態にございませう。ほかの点もそうだらうと存じます。しかしその中には、あるいは通算の問題であるとか、あるいは年限の問題等において共通し得る部分があると思ひます。これらの点を考へながら統合統一という線に近寄るやうに、それ／＼の線で努力をいたして参りたいと存じます。ただいま御指摘の市町村共済組合等におきましても、実は現在これらの立場における長期年金等の中で一つの穴になつておりますのが、十二万七千ほどの市町村におきまする雇用者関係の方々が、長期年金という制度からはずれておるやうな状態でありまする。従つて地方自治庁等でこの検討が現在なされておるといふ段階であります。しかし、そういういたしましたも、ただいま御指摘にありましたやうな統一というのを一つの中心にいたした線からこれは考へて行くべきもの、かやうに努力をいたして参りたいと存じております。

○杉山委員 おの／＼個々に発達して参りました関係で、それ／＼特殊な情勢があることは、大臣のお話の通りだと存じます。しかし、そういう申しまして、いろいろ／＼特殊な事情があるから、そこに困難があるから、こういうことを申

して参りましたは、いつまでたつてもこれは統一はできないと思ひます。政府は大英断を振つて統一のために邁進してもらわなければ、決して統一はできないと存じます。どうかいろいろの困難を克服して、社会保険は一つにし、また進んで厚生年金全般に持つて行く、こういうやうに御努力願ひたいのであります。

最後に、その点からもう一つ伺いたした点は、年金の受給資格の年限を通算することを考へておいでになるが、ある事業の方に何年か働くと、それでまた他の方に働くと、そういうやうに、働きの年限は相当国家に御奉仕しておるのでありますけれども、年金制度のあるところに働いておる、年金制度のないところに働くといふことになると、せっかく働いておるが切れて行くといふことに相なりますので、あるいは役所に働いておつた、今年年金のある場所にお勤めしておつた、こういうやうな官、民の職場の問題もこれは大いに通算制を考へてやつていいのではないかと。いわゆる恩給と年金との関係もございませうが、そういうやうにせなければ、今までこれは制度のやむを得ない措置として権利を放棄しておつたかも知れませうけれども、年金制度といふものの根本的な精神から考へて来るならば、官に働こうが、民に働こうが、またそういうやうないわゆる恩給、年金のない場所は別問題といたしまして、そういう制度のあるものにはこれは一通算をしてやるといふ考え方が必要でないかと思ひます。従つて、そういうことについての考え方を伺つておきたいと思ひます。

○草葉國務大臣 これも私も御同感

でございます。ただこれらの点について、先ほど申し上げましたように、恩給、年金制度のありますもの全般といたしまして、結局国民年金という最終目標というものとあわせながら、これと歩調をそろえて来なければならぬと存じておりますが、まずその第一歩といたしまして、今回船員保険と厚生年金とを通算いたします。これはまづたその方針で、今回ようやくこれが実現したような次第でありまして、これも本日本院の御審議をいただくように提案をいたしたいと思つてゐるような次第であります。

○杉山委員 大臣に対する懸念質問はこれをもつて終りまして、部分的な章については厚生省当局から伺いたいと思ひます。

○青柳委員 長代理 日程に追加して、厚生年金保険及び船員保険交渉法案を議題とし、審議に入ります。まず草葉厚生大臣より趣旨の説明を聴取いたしたいと存じます。草葉厚生大臣。

厚生年金保険及び船員保険交渉法案

法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、被保険者の老齢又は死亡による保険給付に關して、厚生年金保険法(昭和二十九法律等 号)による被保険者であつた期間と船員保険法(昭和十四法律第七十三号)による被保険者であつた期間とを通算することにより、これらの保険給付を受けることを容易ならしめ、もつて被保険者及びその遺族の生活

の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(被保険者期間の合算)

第二条 船員保険の被保険者又は船員保険者であつた者が、厚生年金保険法による老齢年金又は同法第五十八条第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の船員保険の被保険者であつた期間は、厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間とみなす。但し、左の各号に掲げる期間は、この限りでない。

一 船員保険法による脱退手当金の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間

二 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による共済組合の組合員(以下単に「組合員」という。)たる船員保険の被保険者であつた期間

三 組合員たる船員保険の被保険者となる前の船員保険の被保険者であつた期間

2 前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合においては、その者の厚生年金保険の被保険者期間と、同項の規定によつて厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間とみなされる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間と三分の四を乗じて得た期間とを合算するものとする。

3 船員保険法第二十条の規定による被保険者(以下「船員保険の任意継続被保険者」という。)という。であつたことがある者について

は、前二項の規定は、適用しない。但し、船員保険の任意継続被保険者であつた期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者については、この限りでない。

第三条 厚生年金保険の被保険者又は厚生年金保険の被保険者であつた者が、船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く。)となつたときは、船員保険法による老齢年金又は同法第五十条第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の厚生年金保険の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間(厚生年金保険法附則第四條第二項の規定により第一種被保険者であつた期間、第二種被保険者であつた期間又は第三種被保険者であつた期間とみなされる期間を含む。)は、漁船(船員保険法第三十四條第一項第二号に規定する漁船を除く。)以外の船舶に乗り組んだ船員保険の被保険者であつた期間とみなし、厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間(厚生年金保険法附則第四條第三項の規定により第四種被保険者であつた期間とみなされる期間を含む。)は、船員保険の任意継続被保険者であつた期間とみなす。但し、厚生年金保険法による脱退手当金の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間は、この限りでない。

2 前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合においては、その者の船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く。)となり、その資格を喪失したときは、厚生年金保険の第四種被保険者の資格の取得及び喪失に關しては、その者の船員保険の被保険者であつた期間は、厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間とみなす。但し、第二條第一項各号に掲げる期間は、この限りでない。

2 前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に準用する。

2 前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に準用する。

規定によつて船員保険の被保険者であつた期間とみなされる期間に係る厚生年金保険の被保険者期間に四分の三を乗じて得た期間とを合算するものとする。

第四条 船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者が、厚生年金保険の被保険者となつたときは、船員保険法による老齢年金又は同法第五十条第一号の規定による遺族年金に關しては、その者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失を船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失とみなす。但し、前條第一項の規定を準用する。

2 前條第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

2 前條第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

2 前條第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

ときは、船員保険の任意継続被保険者の資格の取得及び喪失に關しては、その者の厚生年金保険の被保険者であつた期間(厚生年金保険法附則第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる期間を含む。)とし、厚生年金保険法による脱退手当金の支給を受けた場合におけるその脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く。は、船員保険の被保険者であつた期間とみなす。但し、男子であつて、船員保険の被保険者の資格を喪失した際船員保険の被保険者であつた期間が七年六箇月以上であるものについては、その者の厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間(厚生年金保険法附則第四條第二項又は第三項の規定によりこれらの期間とみなされる期間を含む。)は、この限りでない。

2 第三條第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

2 第三條第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

2 第三條第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

2 第三條第二項の規定は、前項の者につき船員保険の被保険者であつた期間を計算する場合に準用する。

たる船員保険の被保険者を除く。となつたときは、その日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

3 船員保険の被保険者の資格を喪失した者が、船員保険法第二十条第一項の期間内に厚生年金保険の被保険者となつたときは、その者は、同法同条同項の規定にかかわらず、船員保険の任意継続被保険者となることできない。

(被保険者期間の計算の特例)

第八条 船員保険の被保険者が、その資格を喪失すべき事実があつた日に、さらに厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、第二条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む)又は第四条第二項において準用する第三条第二項の規定の適用については、船員保険法第十九条の規定にかかわらず、その日に船員保険の被保険者の資格を喪失したものとみなす。

2 厚生年金保険の被保険者が、その被保険者の資格を喪失すべき事実があつた日に、さらに船員保険の被保険者の資格を取得したときは、第三条第二項(第六条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、厚生年金保険法第十四条の規定にかかわらず、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したものとみなす。

第九条 船員保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月にさらに厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき

は、第二条第二項(第五条第二項において準用する場合を含む)又は第四条第二項において準用する第三条第二項の規定の適用については、船員保険法第二十二條第二項の規定にかかわらず、その月は、船員保険の被保険者であつた期間に算入しない。

2 厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月にさらに船員保険の被保険者の資格を取得したときは、第三条第二項(第六条第二項において準用する場合を含む)の規定の適用については、厚生年金保険法第十九条第二項本文の規定にかかわらず、その月は、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない。(標準報酬月額)

第十条 第二条第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす場合においては、その船員保険の被保険者であつた期間の各月の船員保険法による標準報酬月額を、それぞれその期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間を船員保険の被保険者であつた期間とみなす場合においては、その厚生年金保険の被保険者であつた期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額を、それぞれその期間の各月の船員保険法による標準報酬月額とみなす。(船員保険法による老齢年金の受給資格の特例)

第十一条 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者については、船員保険法第三十四条中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。但し、左の各号に掲げる者については、この限りでない。

一 厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を計算に入れないで、船員保険の被保険者であつた期間が十五年以上である男子

二 厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を計算に入れないで、三十五歳に達した後の船員保険の被保険者であつた期間が十一年三箇月以上(そのうち、七年六箇月以上は、船員保険の任意継続被保険者であつた期間以外の期間でなければならぬ)である男子

三 女子

2 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者については、船員保険法第三十四条第一項第三号中「三十五歳」とあるのは、「四十歳」と読み替へるものとする。但し、前項第二号又は第三号に掲げる者については、この限りでない。

保険者であつた期間とみなされる者であつて、左の各号の一に該当するものは、船員保険法第三十四条第一項第三号の規定の適用については、四十歳(第二号に該当する者については、三十五歳)に達した後の同法第十七条の規定による被保険者であつた期間が七年六箇月以上であるものとみなす。

一 四十歳に達した後の厚生年金保険の第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間が七年六箇月以上である者

二 三十五歳に達した後の厚生年金保険の第二種被保険者としての被保険者期間が七年六箇月以上である者

(船員保険法による老齢年金の額の特例)

第十二条 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する船員保険法による老齢年金の額は、同法第三十五条の規定にかかわらず、左の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 厚生年金保険法による基本年金額に相当する額

二 厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五条の規定により計算した額から、一万八千円を控除した額

2 前項第一号に規定する厚生年金保険法による基本年金額を計算する場合においては、同法第三十四条第二項の規定は、適用しない。

第十三条 船員保険の任意継続被保険者であつた者であつて、船員保険法第二十一条第二号の規定に該当するに至る前に、第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされるため、船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満了するに至つたにもかかわらず、同法第二十一条第二号の規定に該当するに至るまで船員保険の任意継続被保険者であつたものに支給する同法による老齢年金の額は、その者が六十歳に達するまでの間は、前条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五条の規定により計算した額とする。

(老齢年金の失権)

第十四条 厚生年金保険法による老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険の被保険者の資格を取得したときは、消滅する。但し、組合員たる船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

第十五条 船員保険法による老齢年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、消滅する。但し、同法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、この限りでない。

2 船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢

年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

3 厚生年金保険法第三十九条の規定は、前項の場合に準用する。

（老齢年金の支給停止）
第十六条 船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金は、受給権者が厚生年金保険の被保険者である間は、その支給を停止する。

（老齢年金の受給資格の喪失）
第十七条 厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、同法による老齢年金の受給権を取得する前に船員保険の被保険者の資格を取得したときは、その者は、その老齢年金を受ける資格を失う。但し、組合員たる船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

2 船員保険法第三十四条第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たしている者が、同法による老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その者は、その老齢年金を受ける資格を失う。

（任意継続被保険者であつたことがある者の老齢年金）
第十八条 第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者には、厚生年金保険法による老齢年金は、支給しない。

（老齢年金の受給資格を有する者が組合員となつた場合）
第十九条 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が、組合員たる船員保険の被保険者となつた場合において、その者が組合員たる船員保険の被保険者となる前に厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしているときは、船員保険法第三十四条及び第三十七條の規定の適用については、その者は、船員保険の被保険者とならなかつたものとみなす。

2 前項の者に關しては、老齢年金及び遺族年金並びに組合員たる船員保険の被保険者となる前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病に係る障害年金及び障害手当金については、船員保険法第十五條第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

（老齢年金と障害年金との調整）
第二十条 厚生年金保険法による老齢年金（同法第四十六條の規定により支給を停止されている老齢年金を除く。）及び船員保険法による障害年金（同法第四十三條第一項の規定により支給を停止されている障害年金を除く。）の受給権者には、左の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。船

員保険法による老齢年金（同法第三十四條第一項第二号の規定による老齢年金及び同法第三十八條の規定により支給を停止されている老齢年金を除く。）及び厚生年金保険法による障害年金（同法第四十四條第九條第一項又は第五十四條の規定により支給を停止されている障害年金を除く。）の受給権者については、同様のものとする。

1 一年金の額が異なるときは、高額の年金

2 前項の規定により年金の額を比較する場合においては、船員保険法による老齢年金又は障害年金については、加給金の額を加算した額によるものとする。

3 第一項前段の規定する者が、同時に厚生年金保険法による障害年金の受給権を有するときは、同項の規定を適用しない。第一項後段に規定する者が、同時に船員保険法による障害年金の受給権を有するときは、同様とする。

4 厚生年金法第三十九条の規定は、第一項の場合に準用する。

（老齢年金と障害手当金との調整）
第二十一条 船員保険法による老齢年金の受給権者には、厚生年金保険法による障害手当金を支給しない。但し、職務上の事由による障害手当金は、この限りでない。

（遺族年金の調整）

第二十二條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が最後に船員保険の被保険者であつたときは、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしていた場合においても、その者の遺族には、厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族年金を支給しない。第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡したときは、同様とする。

2 前項の規定により支給する船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金は、同項に規定する者の遺族が厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族年金の受給権を有する間、その支給を停止する。但し、厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族年金の受給権を有する遺族（その遺族が二人以上であるときは、その全員）が、その遺族年金の支給を停止されている間は、この限りでない。

3 厚生年金保険法第三十九條の規定は、前項の場合に準用する。

第二十三條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が最後に厚生年金保険の被保険者であつたときは、船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金は、その者が死亡前に船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間を計算し入れないで、船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間と厚生年金

を満したいた場合におけるその期間に基くものに限る。支給する。

2 前項の規定により支給する船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金は、同項に規定する者の遺族が厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族年金の受給権を有する間、その支給を停止する。但し、厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族年金の受給権を有する遺族（その遺族が二人以上であるときは、その全員）が、その遺族年金の支給を停止されている間は、この限りでない。

保険の被保険者期間とを合算した期間に基く船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金について、前条の規定により厚生年金保険法の遺族年金に関する規定が適用されるため、遺族年金の受給権者がないか、又は遺族年金の受給権を有する遺族(その遺族が二人以上であるときは、その全員)がその遺族年金の支給を停止されているときは、その受給権者がないか、又はその遺族年金の支給を停止されている間、その者の遺族に対し、船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して計算した遺族年金を支給する。

2 厚生年金保険法第三十九条の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族年金の特例)

第二十六条 第三号第一項又は第四号第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二条第一項第二号又は第三号に規定する被保険者期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、船員保険法第五十条第二項第一号の規定にかかわらず、一万八千円に平均標準報酬月額額の千分の五に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の百分の五十に相当する額とする。但し、その者が死亡前に船員保険法第三十四条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、この限りで

ない。

の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者の遺族が船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受けることができるときは、その遺族には、同法による寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を支給しない。

第二十七条 厚生年金保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者であつた者が船員保険の被保険者となつた後に死亡し、又は船員保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者であつた者が厚生年金保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族が、同時に、厚生年金保険法による遺族年金及び船員保険法による寡婦年金、かん夫年金若しくは遺児年金を受けることができるとき、又は厚生年金保険法第五十八条第二号、第三号若しくは第四号の規定による遺族年金及び船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受けることができるときは、その遺族には、左の區別によつて、その一を支給し、他を支給しない。

一 年金の額が異なるときは、高額の年金
二 年金の額が同じであるときは、死亡した者が最後に被保険者であつた保険の年金
2 第二十条第二項の規定は、前項の規定により年金の額を比較する場合に準用する。この場合において、同条同項中「老齢年金又は障害年金」とあるのは「遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金」と、「加給金」とあるのは「加給金又は増額金」と読み替へるものとする。

3 第三号第一項又は第四号第一項

(脱退手当金の調整)

第二十八条 第二号第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三号第一項若しくは第四号第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、厚生年金保険法第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしたものに對しては、厚生年金保険法又は船員保険法による脱退手当金は、支給しない。

第二十九条 厚生年金保険法による脱退手当金の受給権者が船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く)となつたとき、又は船員保険法による脱退手当金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となつたときは、その被保険者である間は、当該脱退手当金を支給せず、その受給権者が船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間又は厚生年金保険法第四十二条第一

項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたときは、当該脱退手当金の受給権は、消滅する。

2 前項の規定により脱退手当金を支給しない間は、当該脱退手当金の受給権の消滅時効は、その進行を停止する。

(保険給付費の負担の特例)

第三十条 第二号から第四号までの規定により合算された厚生年金保険の被保険者期間及び船員保険の被保険者であつた期間に基く厚生年金保険法又は船員保険法による保険給付については、当該保険給付に要する費用は、政令の定めるところにより、厚生保険特別会計及び船員保険特別会計において負担する。

(国庫負担の特例)

第三十一条 第三号第一項又は第四号第一項の規定により厚生年金保険の第三種被保険者以外の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に関する船員保険法による老齢年金及び同法第五十条第一号の規定による遺族年金に要する費用について国庫が負担する額は、同法第五十八条第一項の規定にかかわらず、保険給付に要する費用の百分の二十に相当する額から、保険給付に要する費用の百分の五に相当する額の第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合算額に對する割合を乗じて得た額を控除した額とする。

1 この法律は、昭和二十九年五月

一 厚生年金保険の第三種被保険者以外の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が組合員たる船員保険の被保険者となつた場合に對して、その者が組合員たる船員保険の被保険者となつた期間に基く船員保険法第三十四条第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしているときは、船員保険法第十五条ノ四の規定は、適用しない。

附 則

1 此の法律は、昭和二十九年五月

一日から施行する。

2 第二条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、この法律の施行の際現に厚生年金保険又は船員保険の被保険者である者については、この法律の施行前に生じた事項に關しても、適用する。

3 この法律の適用については、厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定により旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）による障害年金の例によつて支給する保険給付又は同条第四項の規定により支給する旧厚生年金保険法による脱退手当金は、それぞれ厚生年金保険法による障害年金又は脱退手当金とみなし、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第七條の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付又は同法附則第十七條の規定により従前の例によつて支給する脱退手当金は、それぞれ船員保険法による老齢年金又は脱退手当金とみなす。

4 この法律の施行の際現に厚生年金保険の被保険者であつて船員保険法による養老年金の受給権を有する者又はこの法律の施行の際現に船員保険の被保険者であつて旧厚生年金保険法による養老年金の受給権を有する者が、厚生年金保険又は船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、その者は、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第七條の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付又は厚生年金保険法附則第十一條

第一項の規定により支給する老齢年金の受給権を失う。

5 第二十条の規定は、この法律の施行の際現に船員保険法による養老年金及び旧厚生年金保険法による障害年金の受給権を有する者については、適用しない。

6 厚生年金保険法附則第九條の規定は、この法律の施行前に船員保険の被保険者であつた者について、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第十二條第一項の規定は、厚生年金保険法附則第四條第二項の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間がある者について、それぞれ適用する。

7 厚生年金保険法附則第九條第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二條第一項第一号中「六十歳」とあるのが「五十五歳」、「五十六歳」、「五十七歳」、「五十八歳」又は「五十九歳」と読み替えられる者については、この法律の第十一條第一項及び第十三條中「六十歳」とあるのも、同じように読み替へるものとする。但し、船員保険法第三十四條第一項第一号に規定する期間を満たした者に限る。

8 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第七條の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法第四十二條第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替へるものとする。

9 船員保険法中改正法律（昭和二十年法律第二十四号）附則第二條第二項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三條の規定により加算された期間がある者は、この法律の適用については、船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者とみなす。但し、その期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者は、この限りでない。

10 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五條中「一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入」を「一般会計及船員保険特別会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入並ニ」、「並ニ同事業ノ福祉施設費又ハ營運費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金」を「同事業ノ福祉施設費又ハ營運費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及船員保険特別会計ヘノ繰入金」に改める。

11 船員保険特別会計法（昭和二十年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「一般会計」を「一般会計及び厚生保険特別会計年金勘定」に、「及び附屬雜收入」を「並びに附屬雜收入」に改め、「保險給付費」の下に「厚生保険特別会計年金勘定ヘノ繰入金」を加える。

12 國家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第八十二條第二号中「船員として」の上に「その者が組合員とならなかつたならば」を加え、同条

に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合の外、船員たる組合員若しくは船員たる組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けべき給付と、その者が組合員とならなかつたならば、船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき船員保険法に規定する給付（失業に關する給付を除く。）のうち、これらの者に有利ないずれか一つを支給するものとする。

第八十三條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第 号）第二條から第四條までの規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が、船員たる組合員となつたときは、船員たる組合員でない船員保険の被保険者であつた期間は、これを船員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前條の規定を適用する。

第八十三條の二 船員たる組合員を「船員たる組合員若しくは船員たる組合員であつた者又はこれらの者の遺族」に改める。

第九十六條の三 中「第八十二條」を「第八十二條第一項」に、「同条」を「同条同項」に改める。

ました厚生年金保険及び船員保険交渉法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

このたび政府におきましては、厚生年金保険法の全部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案を国会に提案いたしまして、ただいま御審議をお願いいたしておりますが、これらの改正案におきましては、両法案とも老齢年金及び遺族年金については、その給付の基準を、原則として同一にいたしております。従いまして、この機会に両保険における被保険者期間を通算して老齢年金または遺族年金を支給できるようにいたし、両保険の被保険者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するよういたしたいと考へまして、この法律案を提案いたしました次第であります。

以下法律案の要点につき、御説明申し上げます。

第一に、両保険における被保険者期間を通算することにいたしましたのでありますが、この通算は、老齢年金を支給する場合及び老齢年金の受給資格期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を支給する場合並びにいずれかの保険において任意継続被保険者となるために必要な被保険者期間を計算する場合の三つの場合に、これを行うことにいたしました。

第二に、両保険における被保険者期間を通算した場合における保険給付は、原則として、最後に被保険者であつた保険において、これを行うことになした。

第三に、老齢年金の受給資格を得るために必要な被保険者期間は、厚生年金保険法においては、原則として二十

年、船員保険法においては、原則として十五年ということになつておりますので、両保険の被保険者期間を合算する場合には、この点を勘案してそれぞれの期間につき必要な調を行うことにしております。

第四に、一の保険における老齡年金の受給権を有する者が他の保険の被保険者となつた場合または一の保険における障害年金の受給権を有する者が同時に他の保険における老齡年金の受給権を有する場合あるいは同時に両保険における遺族年金の受給権を有するに至つた場合等につき、それ／＼必要な調整を行うことにいたしました。

第五に、両保険の被保険者期間を通算して行う保険給付に要する費用につきましては、政令の定めるところにより、厚生保険特別会計と船員保険特別会計とにおいて按分して負担することにいたしております。

以上この法律案を提案いたします理由を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○青柳委員長代理 以上で説明は終了しました。本案は本日付託になつたばかりでありますので、質疑その他は次会以後に譲ることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会